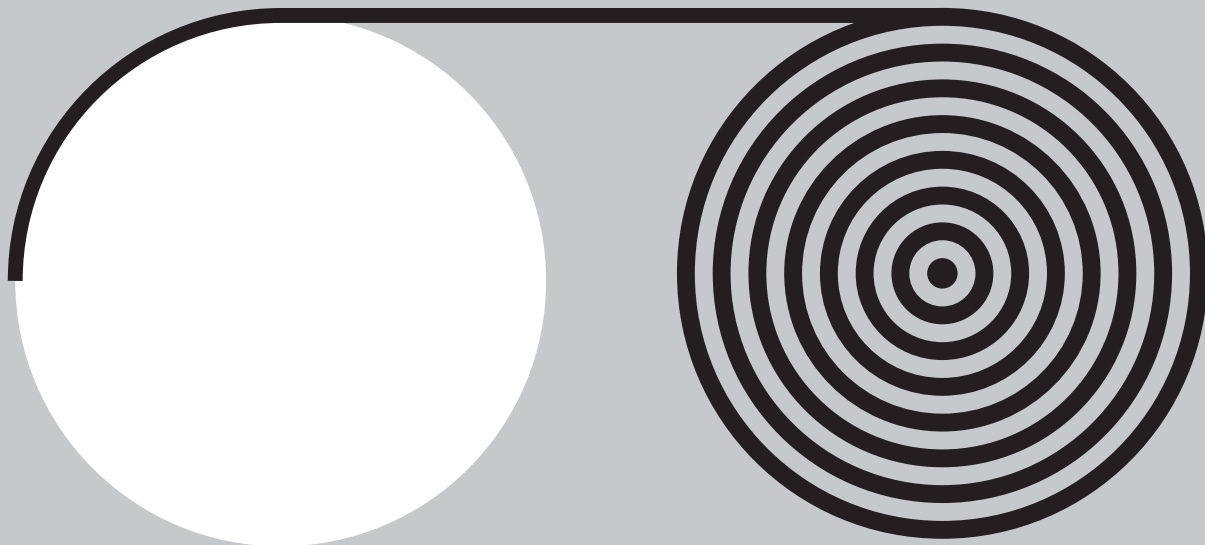


THE 35TH ORDINARY GENERAL MEETING OF SHAREHOLDERS

第35回定時株主総会招集ご通知
2022.11.29 (Tue.)

株式会社ジンスホールディングス
証券コード 3046

J!NS
HOLDINGS



いつもと世界が違って見える。

JINSは、そんなきっかけを人々に提供したいと願う。

人々の生き方そのものを豊かに広げ、

これまでにない体験へと導きたい。

だからこそ、私たちはメガネのその先について考え抜き、

「あたらしい、あたりまえ」を創り、

まだ見ぬ世界を拓いていく。

—to Magnify Life



第35回 定時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使いただけます。後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年11月28日(月)午後6時30分までに「事前議決権行使のご案内(3ページ)」に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

日時	2022年11月29日(火曜日) 午前10時(受付開始午前9時)
場所	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム 29階
目的事項	報告事項 1. 第35期(2021年9月1日から2022年8月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期(2021年9月1日から2022年8月31日まで) 計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件

- ・第35回定時株主総会におきましては、株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。予めご了承いただけますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・第35回定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知提供書面には記載しておりません。
- ・当社ウェブサイト：<https://jinsholdings.com/jp/ja/>

事前議決権行使のご案内

株主総会参考書類(9~14 ページ)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
事前の議決権行使には以下の2つの方法がございます。



TYPE A

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限 2022年11月28日(月)午後6時30分



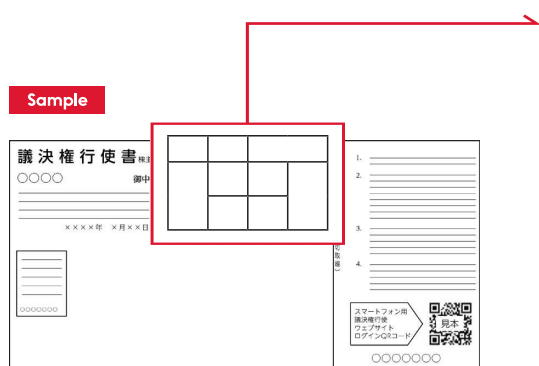
TYPE B

インターネットによる議決権行使

- 1 QRコードを読み取る方法(スマート行使)または
 - 2 ID/パスワード入力による方法
- ※詳しくは次ページをご覧ください。

行使期限 2022年11月28日(月)午後6時30分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- ・賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
 - ・否認する場合 → 「否」の欄に○印

- 第2号議案**
- ・全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
 - ・全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
 - ・一部の候補者 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

方法 (1)

QRコードを読み取る方法 (スマート行使)

1. 同封の議決権行使書用紙右下に記載の QR コード ㊟ をスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。
(ID・パスワードのご入力は不要です)
2. 「スマート行使」による議決権行使は 1 回限りです。
修正したい場合は、下記「ID・パスワード入力による方法」をご利用ください。



方法 (2)

ID・パスワード入力による方法

1. 「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2. パスワード (株主様に変更されたものを含みます) は今回の総会のみ有効です。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

その他

- ・インターネットに関する費用 (プロバイダー接続料金、通信料等) は、株主様のご負担となります。
- ・書面または電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。

お問い合わせ

みずほ信託銀行証券代行部インターネットヘルプダイヤル
TEL 0120-768-524 (フリーダイヤル)
 受付時間：午前 9 時～午後 9 時 (年末・年始を除く)

📣 JINSの35期トピックス (商品・サービス)

2022.8

定番商品「JINS CLASSIC」 全面刷新



約7年ぶりにブランドの顔である定番商品を全面刷新。その第1弾となる「JINS CLASSIC」は、全166種類という多彩なラインアップで展開しました。

2022.3

新「FASHION COLOR LENS」



ファッションアイテムとしても注目が高まるカラーレンズをフルリニューアル。流行のカラーを取り入れ、JINS 独自に開発した38色を発売しました。

2022.4

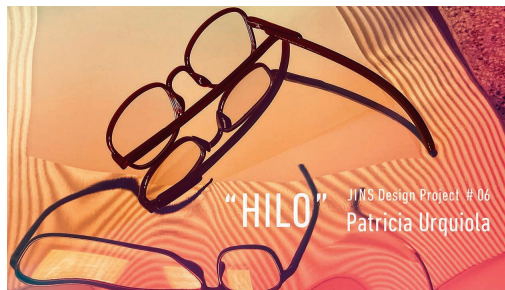
環境配慮型店舗「JINS 会津若松店」



特殊コーティングガラスの使用や太陽光パネルの設置などにより、省エネルギー性能を評価する「BELS 評価」において、アイウェア業界の路面店舗では初めて最高ランクとなる5つ星を獲得しました。

2022.5

JINS Design Project 第6弾 「HILO JINS × Patricia Urquiola」



ミラノを拠点に世界的に活躍するデザイン界のキープレイヤーであるパトリシア・ウルキオラと協業し、デザインから素材まで「サステナブルであること」にこだわったアイウェアを発売しました。

2022.7

「JINS × Snow Peak」 待望の再展開



昨年多くの店舗で完売が続出したアウトドアブランド「Snow Peak」とのコラボレーション商品を再販。今年注目のクリアやピンクなどの新色も追加して展開しました。

2022.7

店舗スタッフの制服をリニューアル



2018年以來4年ぶりに店舗スタッフの制服をリニューアル。ジェンダーレスなデザインやサイズ感を取り入れたほか、使用済みペットボトルをケミカルリサイクルした糸を使った独自の生地を使用しました。

2022.9

業界初、準社員・パートのベース 時給の地域格差をゼロに

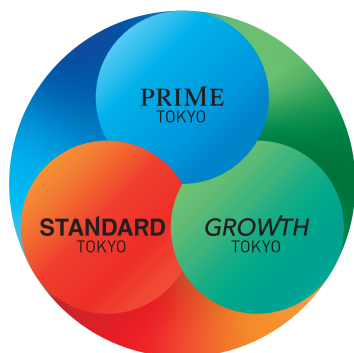


生まれ育った場所や好きな街で自分らしく働き生活する人々を増やすことで、地域経済に寄与することを目指し、全国47都道府県で働く準社員・パート従業員のベース時給を改定し、東京水準に全国一律化しました。

📣 JINSの35期トピックス (企業情報)

2022.4

東京証券取引所 「プライム市場」への移行



東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、「プライム市場」へ移行いたしました。

今後も引き続きコーポレートガバナンス体制を強化し、全てのステークホルダーの皆様からの信頼を獲得するとともに、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2022.7

「もっと外遊びプロジェクト」第1弾 「JINS 見る育プレーカー」寄贈



近視進行抑制の観点から外遊びを支援する「もっと外遊びプロジェクト」の第1弾として、認定NPO法人へ広場や空き地へ遊びを届け外遊びの場を生み出す車「JINS 見る育プレーカー」を寄贈しました。

2022.8

JPX 日経中小型株指数の 構成銘柄への選定



「JPX 総研」と「日本経済新聞社」が共同で算出を行う、「JPX 日経中小型株指数」の構成銘柄に新たに選定されました。

「JPX 日経中小型株指数」は、資本の効率的活用や投資者を意識した経営を行っている企業を選定するものです。

2022.9

株主優待制度の拡充



株主様への更なる感謝と当社株式への投資魅力をより一層高めることを目的として、優待券を「5,000円+税」から「9,000円+税」へ変更しました。

China Topics

河南省の学校へ制服を寄贈



店舗で使用しなくなった制服約 1,800 着を中国青少年発展基金協力のもと河南省の学校へ寄贈。今後も継続して支援活動を続け、地域社会の発展に貢献していきます。

Taiwan Topics

リサイクルしたメガネで 巨大ゴジラを制作



お客様から回収した破棄予定の 16,000 本のメガネを使って巨大ゴジラを制作。リサイクルしたメガネから生まれたゴジラが台湾全土を巡ることで、SDGs の概念を広く伝えるとともに、本取り組みは台湾メディアでも大きく取り上げられました。

Hong Kong Topics

香港 T-Town 店オープン



2022 年 5 月 30 日香港郊外の元朗に香港 7 店舗目となる JINS T-Town 店をオープン。既存店舗と比較し、店舗面積を 10 坪以上コンパクトにした設計となっており、商品の見やすさ、買いやすさは維持しつつ、坪効率の良い店舗を目指しました。

台湾サービス大賞、 2021 年金賞受賞



高い接客力が評価され、2016 年から 7 年連続でサービス大賞メガネ部門トップ 3 に入賞。2021 年には 3 回目となるメガネ部門金賞を受賞しました。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害への対策、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の安全や利益に資すると考えられますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものです。なお、本変更は、本株主総会での決議に加え、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入のため、次のとおり変更するものです。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第12条(条文省略)	第1条～第12条(現行どおり)
(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年11月中にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年11月中にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(新設)	<u>2</u> 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
第14条(条文省略)	第14条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第44条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第44条（現行どおり）</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



候補者番号 1 再任

たなか ひとし

田中 仁

生年月日
1963年1月25日

所有する当社の株式数
8,104,000株

取締役会出席状況
100%（15回/15回）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1988年7月 当社設立と同時に代表取締役社長に就任（現任）
- 2011年6月 株式会社ブランドニューデイ 代表取締役に就任
- 2012年9月 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長に就任（現任）
- 2013年2月 晴姿商貿（上海）有限公司（現 晴姿（上海）企業管理有限公司）
董事長に就任（現任）
- 2013年2月 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長に就任（現任）
- 2013年12月 JINS US Holdings, Inc. CEOに就任（現任）
- 2015年5月 株式会社ジズノーマ 代表取締役に就任（現任）
- 2015年6月 台湾晴姿股份有限公司 董事に就任
- 2015年6月 オイシックス株式会社（現 オイシックス・ラ・大地株式会社）社
外取締役に就任（現任）
- 2015年12月 JINS CAYMAN Limited Directorに就任（現任）
- 2016年2月 JINS ASIA HOLDINGS Limited Directorに就任（現任）
- 2018年5月 株式会社ジズジャパン（現 株式会社ジズ）代表取締役CEOに
就任（現任）
- 2018年12月 株式会社Think Lab 代表取締役CEOに就任（現任）
- 2018年12月 台湾晴姿股份有限公司 董事長に就任（現任）
- 2019年3月 バルミューダ株式会社 社外取締役に就任
- 2021年6月 日本通信株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2022年10月 めぶくグラウンド株式会社 取締役に就任（現任）

取締役候補者とする理由

当社の創業者として、強いリーダーシップと経営に関する豊富な経験・知見を活かし、当社グループの発展を牽引する役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 2 再任

たなか りょう
田中 亮

生年月日
1985年8月6日

所有する当社の株式数
200,000株

取締役会出席状況
100% (10回/10回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2008年4月 株式会社みずほ銀行入行
- 2011年3月 株式会社ブランドニューデイ入社
- 2012年9月 同社事業部長に就任
- 2017年4月 当社入社
- 2017年9月 当社ブランドマネジメント室事業統括リーダーに就任
- 2020年12月 当社執行役員（国内アイウエア事業所管）に就任（現任）
- 2021年11月 当社取締役役に就任（現任）

取締役候補者とする理由

当社グループへの入社以来、事業責任者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の取締役会の意思決定及び監督機能の発揮に貢献いただけるものと判断することから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 3 再任 社外 独立

こたに のぼる
古谷 昇

生年月日
1956年11月13日

所有する当社の株式数
20,000株

取締役会出席状況
100% (15回/15回)

本定時株主総会終結時点での
在任期間
16年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役に就任
- 2005年3月 有限会社ビークル 代表取締役に就任（現任）
- 2005年6月 コンビ株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2006年11月 当社社外取締役に就任（現任）
- 2013年3月 サンバイオ株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2018年3月 株式会社メドレー 社外取締役に就任（現任）
- 2022年6月 参天製薬株式会社 社外取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

古谷昇氏につきましては、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営に対し監督をしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 4 再任 社外 独立

こくりょう じろう
國領 二郎

生年月日
1959年7月19日

所有する当社の株式数
1,300株

取締役会出席状況
100% (15回/15回)

本定時株主総会最終時点での
在任期間
5年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社
- 1992年6月 ハーバード大学経営学博士
- 1993年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授
- 2000年4月 同教授
- 2003年4月 慶應義塾大学環境情報学部教授
- 2005年5月 慶應義塾大学SFC研究所長
- 2006年4月 慶應義塾大学総合政策学部教授（現任）
- 2009年4月 慶應義塾大学総合政策学部長
- 2013年5月 慶應義塾常任理事
- 2017年11月 当社社外取締役に就任（現任）
- 2022年10月 めぶくグラウンド株式会社 取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

國領二郎氏につきましては、大手通信会社での勤務経験並びに学識者としての経営及びIT等に関する幅広い経験を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営に対し監督をしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 5 再任 社外 独立

はやし ちあき
林 千晶

生年月日
1971年8月8日

所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
100% (10回/10回)

本定時株主総会最終時点での
在任期間
1年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年4月 花王株式会社入社
- 1999年6月 共同通信 ニューヨーク支局に入社
- 2000年2月 株式会社ロフトワーク設立 代表取締役に就任
- 2012年4月 MITメディアラボ 所長補佐に就任
- 2014年4月 株式会社飛驒の森でクマは踊る 代表取締役に就任
- 2019年4月 株式会社飛驒の森でクマは踊る 会長に就任（現任）
- 2020年3月 ビジョン株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2020年10月 弥生株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2021年2月 株式会社ロフトワーク 取締役会長に就任
- 2021年11月 当社社外取締役に就任（現任）
- 2022年8月 株式会社ハチハチを設立 代表取締役に就任（現任）
- 2022年9月 株式会社Q0（キューゼロ）を設立 代表取締役に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

林千晶氏は、WEBサービス開発、コンテンツ企画等を提供する株式会社ロフトワークを創業し、様々なプロジェクトマネジメントを手掛けた経験を有し、また株式会社飛驒の森でクマは踊るを設立し、岐阜県飛驒市の森林資源を活用した地域経済循環に取り組んでおられます。これらの豊富な見識と経験を活かし、当社の事業及びサステナビリティ施策に対する適切な助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注1) 古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏は、社外取締役候補者であります。
 (注2) 当社は、古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 (注3) 当社は、古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

(ご参考) 当社役員(執行役員を含む)のスキルマトリクス(本総会議案承認後)

	氏名	性別	属性(取締役・監査役)		当社が特に期待する知見・経験									
			社内・社外	独立性(社外のみ)	企業経営・経営戦略	ESG・サステナビリティ	ブランド戦略・マーケティング	R&D・イノベーション	財務・ファイナンス	法務・コンプライアンス	IT	HR、人事戦略	グローバル	
取締役	田中 仁	男	社内		●	●	●	●						●
	田中 亮	男	社内		●	●	●			●				
	古谷 昇	男	社外	●	●		●							●
	國領 二郎	男	社外	●	●	●			●			●		●
	林 千晶	女	社外	●	●	●	●						●	●
監査役	有村 正俊	男	社外	—						●	●			
	大井 哲也	男	社外	●							●			●
	太田 諭哉	男	社外	●	●					●				
執行役員	宇部 真記	男			●		●							●
	久保田 勝美	男			●				●					●
	邱 明琪	女			●	●	●							●
	荒川 幸典	男								●	●			
	山脇 幹也	男				●				●	●			●
	近藤 弘行	男			●					●				
	松田 真一郎	男							●			●		
	小林 真吾	男			●								●	

以上

企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年9月1日～2022年8月31日）における国内経済は、期初において都心部を中心に発令されていた新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等が2021年10月以降全面的に解除されたものの、変異株の流行に伴い2022年1月中旬から再びまん延防止等重点措置が発令されるなど、周期的に感染者数の増減が続き、個人消費への影響も一進一退の状況が続いておりました。また足許では、原油価格の高騰や為替の影響に伴う物価上昇が続いており、景気への影響が懸念されております。世界経済においては、新型コロナウイルス感染症の対応は各国、各地域によって異なり、感染者数の全数把握を取りやめ、経済活動を再開している国がある一方、中国ではゼロコロナ政策による都市封鎖が断続的に行われているなど、各国、各地域の政策や対応により経済活動に影響が生じております。またロシアのウクライナ侵攻による経済的影響が長期化しており、原油や原材料の価格高騰による世界的なインフレ、各国間での金利格差拡大などによる今後の景気の悪化が懸念されております。

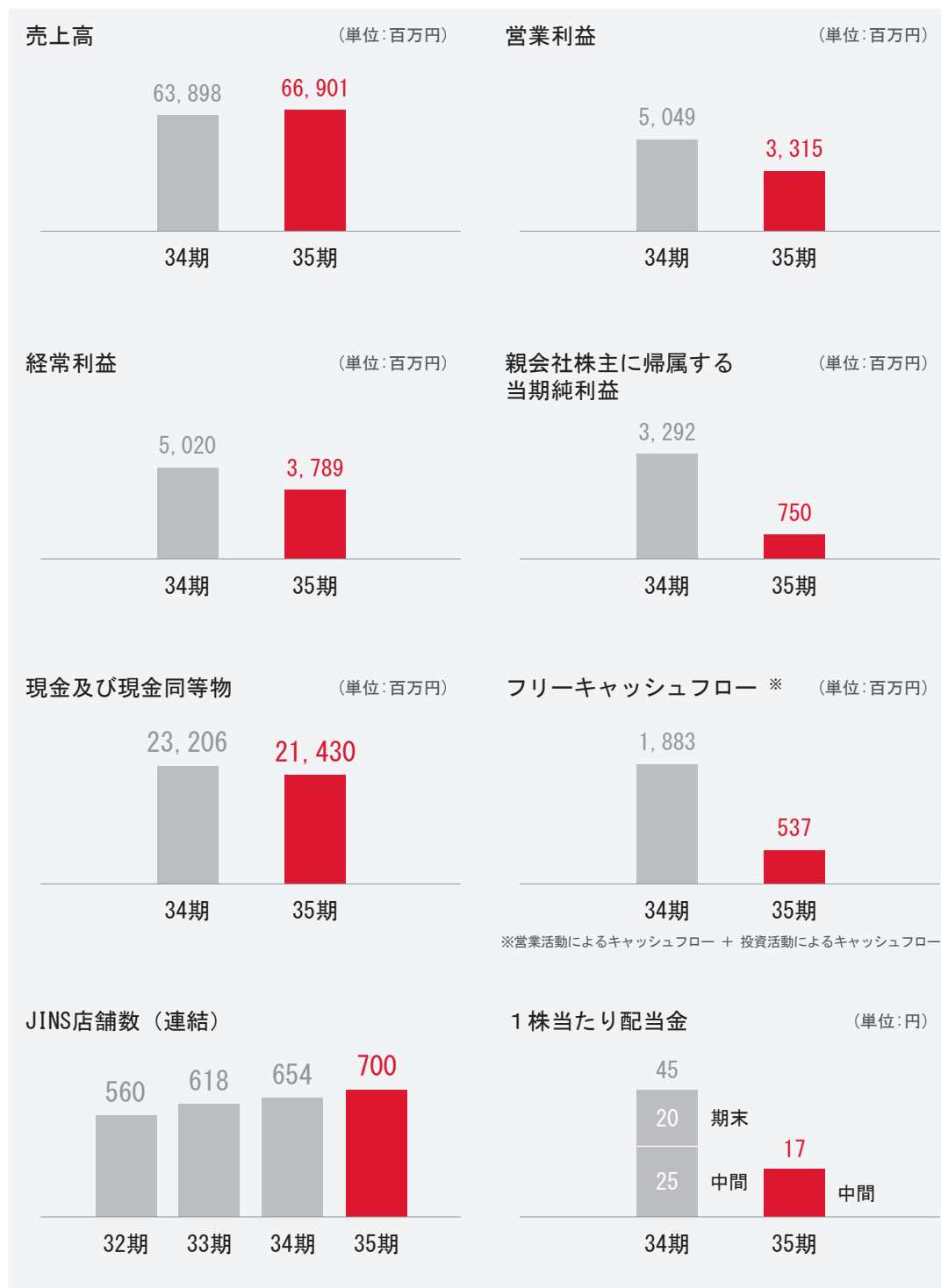
国内眼鏡小売市場（視力矯正眼鏡）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期比は一進一退の状況が継続しており、足許では回復の傾向が見受けられるものの、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準にはまだ回復していない状況です。

このような市場環境の中で、当社グループのアイウェア事業では、経営課題として掲げているデジタル化の推進及びイノベーティブなプロダクト開発の強化等の取り組みを進めてまいりました。しかしながら、販売実績を基にした商品展開を進めた結果、商品の同質化を招くこととなり、訴求力の低下を引き起こしておりました。そのため、商品構成の見直しをすすめ、8月より順次定番商品を刷新することといたしました。なお、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として進めている、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器開発の共同プロジェクトにかかる当連結会計年度の研究開発費の総額は167百万円となりました。

店舗展開につきましては、当連結会計年度末におけるアイウェアショップの店舗数は、国内464店舗、海外236店舗（中国174店舗、台湾49店舗、香港7店舗、米国6店舗）の合計700店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は依然として新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、新規出店の効果もあり66,901百万円（前年同期比4.7%増）となりました。営業利益はセールスの増加及び急激な円安等が影響し原価率が上昇したこと等により3,315百万円（前年同期比34.3%減）、経常利益は3,789百万円（前年同期比24.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は米国の事業構造改革費用引当金繰入額及び東京本社の移転に伴う事務所移転費用引当金繰入額等を特別損失に計上したこと等により750百万円（前年同期比77.2%減）となりました。

財務ハイライト



国内アイウェア事業

2022年8月末時点

国内店舗数

 464 店舗

JINS 国内店舗数

 62 店舗

うち国内ロードサイド店舗数

国内アイウェア事業につきましては、「ポケットモンスター（ポケモン）」をJINSならではの視点でデザインした「JINS ポケモンモデル」の第2弾や、8月より約7年ぶりに刷新する定番商品の第1弾として166種類の販売を順次開始した「JINS CLASSIC」を展開しました。

しかしながら、商品の訴求力低下とともに、セールスの増加や円安の影響による原価の上昇も相まって粗利率の低下を招くこととなりました。

なお、JINSアプリの会員数が前期末比257万人増加し、2022年8月末現在で約1,127万人となりました。

「JINS 1DAY（ジズワンデー）」を展開しているコンタクトレンズも定期購買が拡大し、計画どおり売上を伸ばしております。

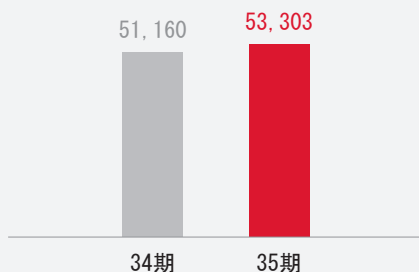
新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、客足は期を通じて感染者数の増減により一進一退が繰り返されており、徐々に影響は縮小しつつあるものの、業績は新型コロナウイルス感染症の発生以前の水準には至っておりません。

店舗展開につきましては、国内店舗数は464店舗（出店37店舗、退店7店舗）となりました。

以上の結果、国内アイウェア事業の業績は、売上高53,303百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益3,967百万円（前年同期比18.8%減）となりました。

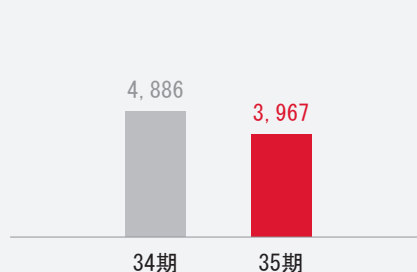
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



海外アイウエア事業

2022年6月末時点

海外店舗数



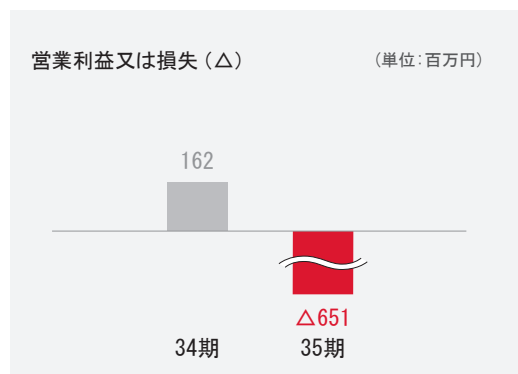
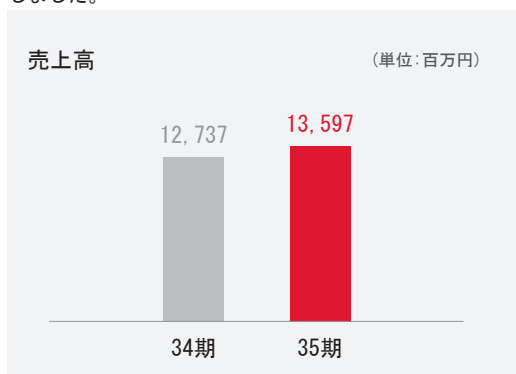
海外アイウエア事業につきましては、中国においては、政府による新型コロナウイルス感染症の対策による行動制限が強化され、2022年4月には上海、北京などの主要都市でも都市封鎖がされるなど、局地的、断続的に都市封鎖が実施されたことにより、業績に大きく影響がありました。

台湾においては、5月から6月にかけて新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加により客数に影響があったものの、前期ほどの大きな落ち込みは見られず、業績は好調に推移しました。

香港においては、2月から3月にかけて新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加により客数に影響があったものの、業績は堅調に推移し、通期での黒字化を達成しました。

米国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業していた店舗は全店で営業を再開しましたが、客足は店舗ごとにばらつきがあり、とりわけサンフランシスコ旗艦店は周囲の環境悪化の影響等により客足が大幅に減少しました。また、物価の高騰や人件費の上昇により店舗コストが大幅に増加したことも相まって、不採算店舗を閉鎖し、EC事業を中心とした事業規模の拡大を目指した事業構造改革を推し進めることといたしました。

以上の結果、海外アイウエア事業の業績は、売上高13,597百万円（前年同期比6.8%増）、営業損失651百万円（前年同期は営業利益162百万円）となりました。



セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業名/期	第35期 (2022年8月期・当連結会計年度)		
	金額	構成比	前年同期比
国内アイウエア事業	53,303百万円	79.7%	4.2%
海外アイウエア事業	13,597百万円	20.3%	6.8%
合計	66,901百万円	100.0%	4.7%

(2) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と極度額108億円、120百万円、250万香港ドル及び130万台湾ドルの当座貸越契約を締結しております。

また、運転資金及び店舗出店数等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2022年8月26日付にて取引銀行と80億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は、4,850百万円となっています。事業部門別の内訳は、次のとおりであります。

【国内アイウエア事業】

ジンス会津若松店をはじめ、アイウエア専門ショップの新規出店37店舗、改装11店舗による敷金及び保証金等を含め、3,662百万円の投資を実施いたしました。

【海外アイウエア事業】

海外におけるアイウエア専門ショップの新規出店28店舗、改装17店舗による敷金及び保証金等を含め、1,187百万円の投資を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

1. イノベーティブなプロダクト開発の強化

当社グループは、これまで「エアフレーム」や「JINS SCREEN」といったアイウェアに新しい価値をもたらす商品の開発を進めてまいりましたが、競争環境の激しい市場の中ではすぐにコモディティ化してしまい、商品の競争優位性がなくなってしまうことが課題であると認識しています。

そういった環境の中でも、独自のテクノロジーによりセンサーで心と体の状態を捉え、運動するアプリで可視化できるアイウェア「JINS MEME」の開発や「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行の抑制を目的としたメガネ型医療機器の開発の共同プロジェクトを推進するなど、お客様との双方方向のコミュニケーションを重ねながら、お客様のニーズにマッチした商品を安定的かつ継続的に開発し提供できるよう取り組んでまいります。



2. サプライチェーンの再構築

当社グループは、店舗で販売している商品のデザインや企画は自社で行っていますが、その製造は主に中国の協力工場に製造を委託しております。海外での生産拠点の極集中はグローバルな経済動向や為替変動などのリスクにさらされており、将来に亘る継続的かつ安定的な商品調達に課題があると認識しています。

そのため、当社の主たる販売網を持つ日本国内での商品生産拠点を開拓し、生産拠点の分散化を進めるとともに、店頭までのリードタイムを短縮できるよう取り組んでまいります。



3. 持続的な店舗展開の推進

当社グループは、国内の店舗展開として、都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に出店を行うとともに、一部郊外ロードサイドの出店を行う等、ロケーションの多様化を推進してまいりましたが、単一フォーマットによる店舗展開を行っていたため、ロケーションやMD（マーチャンダイジング）の多様化に合わせた店舗の構築が重要な課題であると認識しております。

そこで、今までどおり、未出店の地域や郊外ロードサイドへの出店を進めつつ、現状の広さでは十分なサービス、商品展開ができない狭小店舗から、お客様に最適な購買体験をしていただくことができ、かつ生産性の高い規模の店舗へのスクラップ&ビルドを進めるなど、更なる店舗基盤の強化を進めてまいります。



4. デジタルトランスフォーメーションの推進

当社グループは、かねてよりECサイトでの販売やアプリの活用を進めておりますが、当社グループを取り巻く社会環境においては、ネットショップやデリバリービジネスなど対面を伴わない商取引が拡大しております。

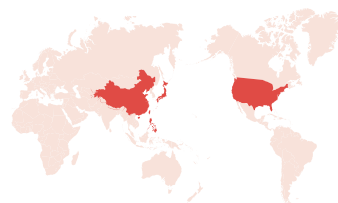
そういった環境の中で、ECサイトでの販売やアプリの活用を推し進めながら、店舗での接客、立ち寄りやすさといった長所も活かし、店舗とネットの相互の利点を組み合わせた取り組みを進めております。また、フランスのデジタルアイウェアカンパニーであるFITTINGBOX社と資本業務提携し、同社の保有するバーチャル試着及びAR(拡張現実)ソリューションをはじめとした先進的なデジタル技術を取り入れ、お客様のニーズに合わせた利便性の高い購買体験を提供してまいります。また、お客様との接点に限らず、本部における商品管理、業績管理等の業務においてもより高度なデジタル化を図り、最適化、効率化を進めることでコスト削減に努めてまいります。



5. グローバル展開の推進

当社グループが、今後とも持続的な成長を成し遂げるためには、グローバル展開の推進が重要ですが、海外ビジネスを拡大していくためには人的リソースが不十分であると認識しております。

今後、海外ビジネスに精通した人材の確保と海外人材の採用を積極的に行い、市場環境調査や経営管理面での充実を図るだけではなく、既存の事業展開にとらわれず、海外展開後の新たなビジネスモデルを構築し、効率的な海外展開が可能となるよう経営基盤を強化してまいります。



6. サステナビリティ活動の推進

当社グループは、新たに「アイウェアを通して、未来の景色を変えていく。」というサステナビリティ・ステートメントを定め、「Magnify Life」というビジョンを事業活動を通じて実現し、持続可能な社会作りと企業価値の向上を目指しております。

今までの取り組みを振り返ると、外部評価を踏まえれば決して十分な状況ではないと認識しております。新たなサステナビリティ・ステートメントのもと、今後取り組むべき重点領域を「環境への配慮」「安心の製品とサービス」「サプライチェーンの労働環境整備」「ヘルスケア・イノベーション」「社会への貢献」「健全なガバナンス」の6つと定め、社会的責任を果たすとともに、持続的な社会貢献に取り組んでまいります。

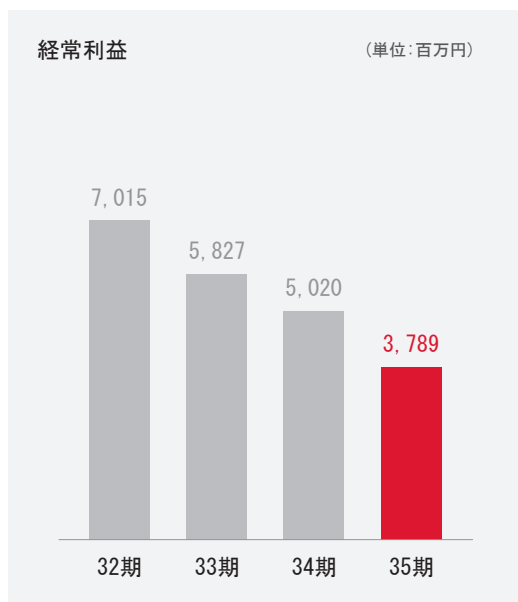
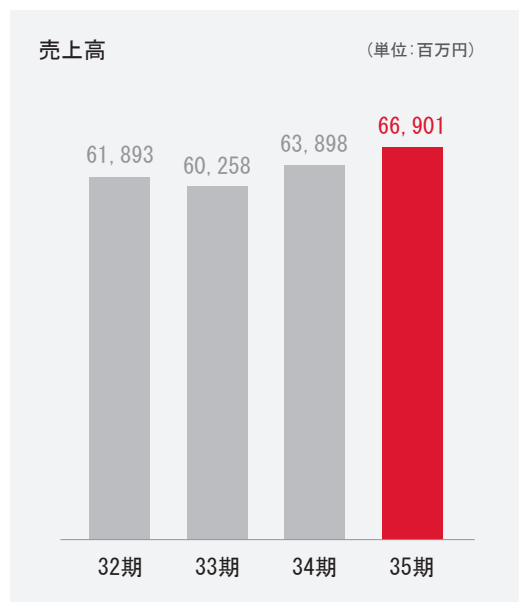


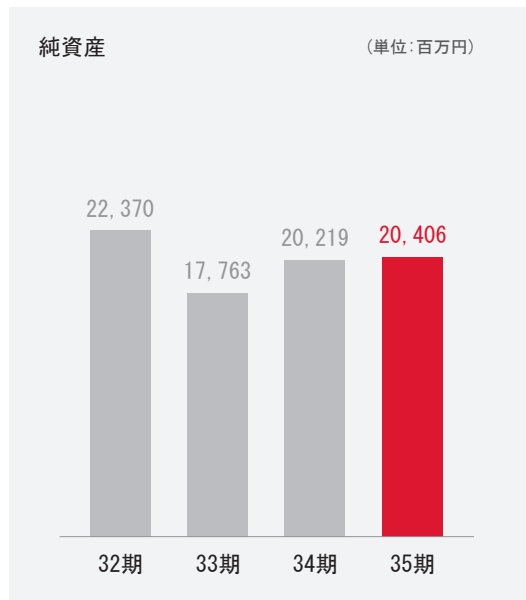
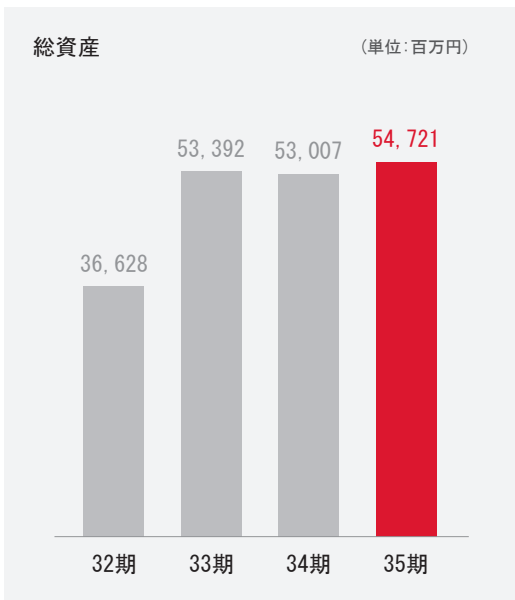
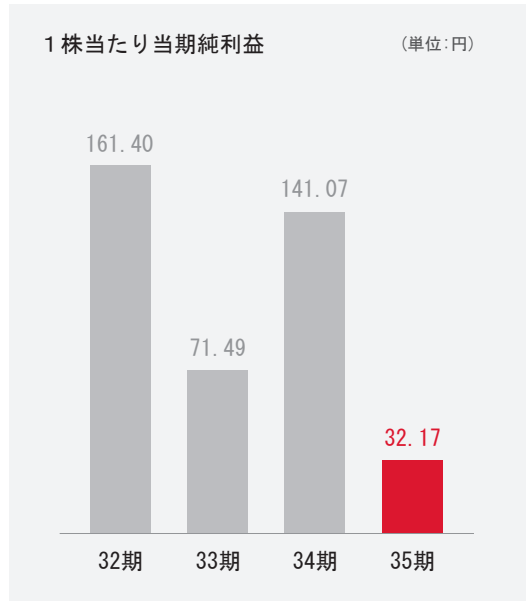
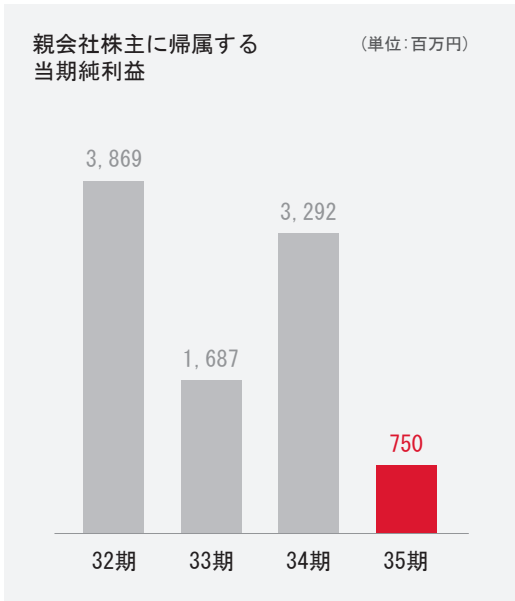
(9) 財産及び損益の状況

区 分	32期 (2019年8月期)	33期 (2020年8月期)	34期 (2021年8月期)	35期 (2022年8月期)
売上高 (百万円)	61,893	60,258	63,898	66,901
経常利益 (百万円)	7,015	5,827	5,020	3,789
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,869	1,687	3,292	750
1株当たり当期純利益 (円)	161.40	71.49	141.07	32.17
総資産 (百万円)	36,628	53,392	53,007	54,721
純資産 (百万円)	22,370	17,763	20,219	20,406
1株当たり純資産額 (円)	933.01	761.05	866.29	874.33

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

財産及び損益の状況の推移グラフ





(10) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	事業内容
国内アイウェア事業	アイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の企画・生産・流通・販売など
海外アイウェア事業	海外におけるアイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の販売など

(11) 重要な子会社の状況 (2022年8月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 ^(注)	主要な事業内容
株式会社ジンス	110,000千円	100.0%	日本におけるアイウェアの企画・生産・流通・販売
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
睛姿(上海)企業管理有限公司	21,570千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェア事業の統括及びアイウェアの販売
睛姿美視商貿(北京)有限公司	700千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
JINS US Holdings, Inc.	48,500千米ドル	100.0%	米国におけるアイウェア事業の統括
JINS Eyewear US, Inc.	48,480千米ドル	100.0% (100.0%)	米国におけるアイウェアの販売
JINS CAYMAN Limited	3.76米ドル	100.0%	アジアにおけるアイウェア事業の統括
JINS ASIA HOLDINGS Limited	220,432千香港ドル	100.0% (100.0%)	アジアにおけるアイウェア事業の統括
台灣睛姿股份有限公司	81,000千台湾ドル	100.0%	台湾におけるアイウェアの販売
JINS Hong Kong Limited	45,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	香港におけるアイウェアの販売
株式会社Think Lab	100,000千円	98.4%	オフィススペースの企画・運営・管理・コンサルティング

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

(12) 主要な営業所の状況 (2022年8月31日現在)

当社	所在地
本社	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
東京本社	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階 ^(注1)

子会社	本社所在地	店舗数
株式会社ジンス	群馬県前橋市	464店舗 ^(注2)
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	中国遼寧省瀋陽市	4店舗 ^(注3)
睛姿(上海)企業管理有限公司	中国上海市	170店舗 ^(注3)
JINS Eyewear US, Inc.	米国カリフォルニア州	6店舗 ^(注3)
台灣睛姿股份有限公司	台湾台北市	49店舗 ^(注3)
JINS Hong Kong Limited	中国香港特別行政区	7店舗 ^(注3)
株式会社Think Lab	東京都千代田区	1店舗

(注1) 2023年2月に東京都千代田区神田錦町に移転予定です。

(注2) 株式会社ジンス 地域別直営店舗数

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
13店	31店	200店	70店	67店	35店	48店	464店

(注3) 2022年6月30日現在の店舗数を記載しています。

(13) 使用人の状況（2022年8月31日現在）

【企業集団の使用人の状況】

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,599名 [1,434名]	42名減 [229名増]

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の「外書」は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。
3. 使用人数欄の「外書」における臨時従業員数が前連結会計年度末比229名増加していますが、主として店舗数の増加によるものであります。

【当社の使用人の状況】

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名 [7名]	6名増 [2名増]	40.3歳	6.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の「外書」は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

(14) 主要な借入先の状況（2022年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,178百万円
株式会社三井住友銀行	940百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2022年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

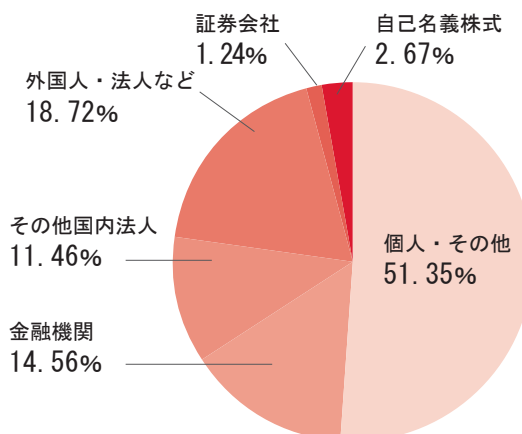
73,920,000株

(2) 発行済株式の総数

23,980,000株（自己名義株式639,815株を含む）

(3) 株主数

20,023名



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 仁	8,104,000株	34.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,725,400株	11.68%
合同会社マーズ	1,200,000株	5.14%
TAIYO FUND, L.P.	810,500株	3.47%
株式会社ジュピター	600,000株	2.57%
株式会社ヴィーナス	600,000株	2.57%
中村 豊	480,000株	2.06%
NORTHEN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	431,500株	1.85%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	363,000株	1.56%
TAIYO HANEI FUND, L.P.	356,900株	1.53%

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数2,725,400株は、信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分114,800株、投資信託設定分857,300株、その他信託設定分1,753,300株となっております。
2. 株式会社日本カストディ銀行の持株数363,000株は信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分147,500株、投資信託設定分187,300株、その他信託設定分28,200株となっております。
3. 持株比率は自己名義株式（639,815株）を控除して計算しております。

会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年8月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 仁	代表取締役CEO	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事長 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO JINS CAYMAN Limited Director JINS ASIA HOLDINGS Limited Director 台灣晴姿股份有限公司 董事長 株式会社ジズノーマ 代表取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 株式会社ジズ 代表取締役CEO 株式会社Think Lab 代表取締役CEO 日本通信株式会社 社外取締役
中村 豊	取締役	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事 JINS US Holdings, Inc. CFO 台灣晴姿股份有限公司 監察人
田中 亮	取締役	-
古谷 昇	取締役	有限会社ピークル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 株式会社メドレー 社外取締役 参天製薬株式会社 社外取締役
國領 二郎	取締役	慶應義塾大学総合政策学部 教授
林 千晶	取締役	株式会社飛驒の森でクマは踊る 会長 ピジョン株式会社 社外取締役 弥生株式会社 社外取締役 株式会社ハチハチ 代表取締役
有村 正俊	常勤監査役	株式会社ジズ 監査役 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 監事 晴姿（上海）企業管理有限公司 監事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 監事
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所 弁護士 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社イメージ・マジック 社外取締役（監査等委員）
太田 諭哉	監査役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長 税理士法人スパイラル 代表社員

- (注) 1. 取締役古谷昇氏、國領二郎氏及び林千晶氏は、社外取締役であります。
2. 監査役有村正俊氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、古谷昇氏、國領二郎氏、林千晶氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役太田諭哉氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	110百万円
監査役	3名	23百万円
合計	9名	134百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第34回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分120百万円）と決議させていただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第34回定時株主総会において年額300百万円以内と決議させていただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 取締役会は、代表取締役CEO田中仁に対し、指名・報酬委員会（代表取締役及び社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内で、各取締役の基本報酬の額の配分の決定を委任しており、委任理由は当社全体の業績および各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが最適と判断したためであります。
- なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、「(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」に記載の役員報酬制度に基づいて決定されることとしているため、取締役会としては、報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものと判断しております。
4. 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、透明性・客観性を担保するため、各職責及び貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案した固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役CEOがその具体的内容について委任を受けものとし、その権限の内容は、取締役会が諮問機関として設置した任意の指名・報酬委員会（代表取締役及び社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内での各取締役の基本報酬の額とする。

また、各監査役の報酬額については、監査役の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

【他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係】

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	古谷 昇	有限会社ビークル 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		コンピ株式会社 社外取締役	
		サンバイオ株式会社 社外取締役	
		株式会社メドレー 社外取締役	
		参天製薬株式会社 社外取締役	
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授	
	林 千晶	株式会社飛驒の森でクマは踊る 会長	
		ビジョン株式会社 社外取締役	
		弥生株式会社 社外取締役	
株式会社ハチハチ 代表取締役			
監査役	有村 正俊	—	—
	大井 哲也	T M I 総合法律事務所 弁護士	同事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社が当該法務顧問契約に基づき、当事業年度中に同事務所に支払った報酬総額は、当事業年度の販売管理費の1.0%未満であります。
		株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）	
		TMI プライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役	
	株式会社イメージ・マジック 社外取締役（監査等委員）		
	太田 諭哉	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長	税理士法人スパイラル 代表社員
税理士法人スパイラル 代表社員			

【各社外役員の主な活動状況】

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	國領 二郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
取締役	林 千晶	2021年11月25日就任以降に開催の取締役会10回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	有村 正俊	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	大井 哲也	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	太田 諭哉	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

【責任限定契約に関する事項】

当社は、2015年11月26日開催の第28回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- a. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。
- b. 監査役の責任限定契約

当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

【社外役員の報酬等の総額】

社外役員の報酬等の総額等	人数：	6名	報酬等の額：	46百万円
--------------	-----	----	--------	-------

(注) 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

【記載内容についての社外役員の意見】

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	51 百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	33,174	33,205	流動負債	22,699	10,501
現金及び預金	21,430	23,206	買掛金	2,535	1,506
受取手形及び売掛金	—	3,794	1年内償還予定の 転換社債型新株予約権付社債	10,033	—
売掛金	4,514	—	短期借入金	1,869	2,121
商品及び製品	5,406	4,515	1年内返済予定の長期借入金	70	53
原材料及び貯蔵品	446	359	リース債務	370	444
その他	1,376	1,328	未払金及び未払費用	4,676	4,410
固定資産	21,547	19,801	未払法人税等	912	657
有形固定資産	9,750	8,892	未払消費税等	245	1,075
建物及び構築物	7,610	7,139	契約負債	350	—
機械装置及び運搬具	85	102	賞与引当金	67	49
工具、器具及び備品	729	518	商品保証引当金	168	—
リース資産	911	1,078	事務所移転費用引当金	235	—
建設仮勘定	125	54	事業構造改革費用引当金	628	—
その他	287	—	資産除去債務	356	—
無形固定資産	2,196	2,244	その他	179	181
その他	2,196	2,244	固定負債	11,615	22,285
投資その他の資産	9,601	8,664	転換社債型新株予約権付社債	10,025	20,135
投資有価証券	2,166	1,840	長期借入金	131	217
長期貸付金	1,098	838	リース債務	317	380
繰延税金資産	1,337	1,403	資産除去債務	265	528
敷金及び保証金	4,910	4,514	その他	875	1,024
その他	88	67	負債合計	34,314	32,787
資産合計	54,721	53,007	(純資産の部)		
			株主資本	20,051	20,176
			資本金	3,202	3,202
			資本剰余金	3,228	3,228
			利益剰余金	18,623	18,747
			自己株式	△5,003	△5,002
			その他の包括利益累計額	355	43
			その他有価証券評価差額金	189	—
			為替換算調整勘定	166	43
			純資産合計	20,406	20,219
			負債純資産合計	54,721	53,007

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2021年9月1日から2022年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	66,901	63,898
売上原価	14,770	13,487
売上総利益	52,131	50,410
販売費及び一般管理費	48,815	45,361
営業利益	3,315	5,049
営業外収益	950	483
受取利息	86	85
受取手数料	20	49
受取賃貸料	9	7
為替差益	524	222
補助金収入	160	90
受取補償金	110	—
その他	38	28
営業外費用	476	511
支払利息	149	162
持分法による投資損失	71	—
支払手数料	23	5
不動産賃貸費用	213	312
その他	19	31
経常利益	3,789	5,020
特別損失	1,683	647
固定資産除却損	177	47
減損損失	355	390
店舗閉鎖損失	57	94
店舗臨時休業による損失	298	71
事務所移転費用引当金繰入額	235	—
事業構造改革費用引当金繰入額	539	—
その他	19	43
税金等調整前当期純利益	2,105	4,372
法人税、住民税及び事業税	1,354	1,427
法人税等調整額	0	△347
当期純利益	750	3,292
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	750	3,292

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2022年8月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産	15,606	17,497	流動負債	11,754	1,080
現金及び預金	13,377	14,524	1年内償還予定の 転換社債型新株予約権付社債	10,033	—
前払費用	190	173	1年内返済予定の長期借入金	21	38
関係会社短期貸付金	1,880	4,156	未払金	845	848
その他	543	636	未払費用	133	105
貸倒引当金	△385	△1,993	未払法人税等	170	20
固定資産	16,837	16,705	未払消費税等	17	18
有形固定資産	278	412	賞与引当金	13	14
建物	257	394	事務所移転費用引当金	235	—
構築物	0	0	資産除去債務	263	—
工具、器具及び備品	14	17	その他	20	34
建設仮勘定	5	—	固定負債	10,467	20,876
無形固定資産	1,032	1,003	転換社債型新株予約権付社債	10,025	20,135
ソフトウェア	968	950	長期借入金	11	32
ソフトウェア仮勘定	64	52	長期未払金	422	474
その他	—	0	その他	9	233
投資その他の資産	15,526	15,289	負債合計	22,222	21,956
投資有価証券	921	594	（純資産の部）		
関係会社株式	5,068	4,159	株主資本	10,032	12,245
関係会社長期貸付金	7,860	8,982	資本金	3,202	3,202
長期前払費用	5	5	資本剰余金	3,179	3,179
繰延税金資産	809	873	資本準備金	3,157	3,157
敷金及び保証金	860	673	その他資本剰余金	22	22
資産合計	32,444	34,202	利益剰余金	8,653	10,866
			利益準備金	8	8
			その他利益剰余金	8,645	10,858
			別途積立金	60	60
			繰越利益剰余金	8,585	10,798
			自己株式	△5,003	△5,002
			評価・換算差額等	189	—
			その他有価証券評価差額金	189	—
			純資産合計	10,221	12,245
			負債純資産合計	32,444	34,202

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2021年9月1日から2022年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
営業収益	4,462	4,037
営業費用	4,238	4,043
営業利益又は損失（△）	223	△5
営業外収益	856	321
受取利息	184	190
為替差益	664	130
その他	7	0
営業外費用	89	875
支払利息	6	9
支払手数料	20	3
貸倒引当金繰入額	53	850
その他	8	11
経常利益又は損失（△）	989	△559
特別損失	2,168	143
固定資産除却損	17	—
関係会社株式評価損	1,915	100
事務所移転費用引当金繰入額	235	—
その他	—	43
税引前当期純損失（△）	△1,179	△703
法人税、住民税及び事業税	174	14
法人税等調整額	△3	△490
当期純損失（△）	△1,349	△227

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

株式会社ジンズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジンズホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジンズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

株式会社ジズホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジズホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月27日

株式会社ジズホールディングス 監査役会

常勤社外監査役	有村 正俊
社外監査役	大井 哲也
社外監査役	太田 諭哉

以 上

J!NS